

会津若松市簡易水道 令和8年度水質検査計画書

水質検査は、水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水道における水質管理の中核をなすものです。

水道事業者は浄水処理システムに適合した検査項目を効率的・効果的に行うこととされており、本市の管理する3つの簡易水道においても、水源種別・過去の検査結果・水源部の状況等について総合的に検討し、水質検査項目等の内容を定めたところであります。

なお、引き続き水道水の放射性物質検査を継続して実施して行くことを検査計画に盛り込みました。

これらに基づき令和8年度水質検査計画を策定し、水質検査結果について公表するものです。

目次

- 1 基本方針
- 2 簡易水道事業の概要
- 3 水源周辺及び原水の水質状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査計画の見直し及び公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携

1. 基本方針

(1) 検査（採水）地点

水道法で検査が義務付けられている給水栓（蛇口）及び配水池入口（原水）とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目（52項目）の他に、水道水の安全を確認するために、会津若松市が独自に行う検査項目として嫌気性芽胞菌とクリプトスポリジウム・ジアルジア及び放射性物質の検査を行います。

(3) 検査頻度

- ① 給水栓では、水道法に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）に関する検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）を、1日に1回行います。又、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度および濁度（水道法施行規則第15条第1項第3号）について、1ヶ月に1回行います。
- ② 各項目の検査頻度の検討では、過去3年間における検査結果に基づき、検査頻度を3年に1回以上と緩和できる項目についても、水質の安全性と信頼性確保の観点から、検査は1年に1回実施します。
- ③ 市が独自に行う水質検査項目のクリプトスポリジウム・ジアルジアは3ヶ月に1回下馬渡原水で実施します。
- ④ 放射性物質の検査を3ヶ月に1回給水栓で実施します。

2. 簡易水道事業の概要

本市においては、東田面地区・下馬渡地区・西田面地区に給水する3つの簡易水道があります。

(令和6年度 実績)

給水区域	東田面地区	下馬渡地区	西田面地区
水源の種類	地下水（湧水）	地下水（湧水）	地下水（湧水）
水源の名称	東田面	下馬渡	西田面
浄水方法	塩素滅菌処理	塩素滅菌処理	塩素滅菌処理
配水池の場所	湊町大字平潟字麓山 甲 702	湊町大字共和字堂ヶ 入丙 2135 の 1	湊町大字共和字小滝 原 1049 の 1
給水区域	湊町東田面地区	湊町下馬渡地区	湊町西田面地区
給水人口	103 人	81 人	194 人
給水戸数	53 戸	38 戸	64 戸
計画一日 最大給水量	105 m ³ /D	65 m ³ /D	160 m ³ /D
一日最大給水量	36 m ³ /D	30 m ³ /D	114 m ³ /D
一日平均給水量	27 m ³ /D	25 m ³ /D	88 m ³ /D

3. 水源周辺及び原水の水質状況

会津若松市簡易水道の東田面地区水源は、湊町大字平潟字李平地区にあり、下馬渡地区の水源は、湊町大字共和地区にあります。また、西田面地区の水源は湊町大字共和字小滝原にあります。

3地区の原水は、共に山腹からの湧水を直接取水しており、水源は山間部にあり、その周辺には水質に影響を及ぼす施設や田畑等もなく、良質な原水が取水できます。

そのため、簡易水道の水道水は、水質基準値を下回っており安全で良質な水であると言えます。

4. 検査地点

(1) 給水栓

各簡易水道の水源系統ごとに3ヶ所を設定して検査を行います。さらに、水道法に基づく1日1回行う検査についても、3ヶ所を設定して検査を実施します。

(2) 原水

会津若松市簡易水道では、それぞれ3ヶ所の配水池入口に検査地点を設定して検査を実施します。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準が適用される給水栓における水質検査項目と検査頻度

(水質検査表参照)

① 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)の給水栓において、水質基準項目(52項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日に1回行う検査の項目についても検査を実施します。

② 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表(1)の項目No.1、2、39、47～52については毎月検査を実施します。

イ 法令に基づく水質検査表(1)のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで検査頻度を緩和することが出来るとされていますが、水質の安全性と信頼性も確保するため、緩和が可能な項目についても1年に1回検査を実施します。

ウ 法令に基づく水質検査表(2)の色、濁り、異常な臭味、消毒の残留効果(残留塩素)は1日に1回検査を実施します。

(2) 会津若松市が独自に行う水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

独自に行う水質検査表(3)(4)の配水池入口における水質基準項目(40項目)及び嫌気性芽胞菌は、原水の状況を適正に把握するために行います。

② 検査頻度

原水の検査頻度は、原水の状況を適正に把握するために実施するものであり、基本的に年1回実施します。ただし、塩素処理をする過程で生成するとされる項目No.22～No.32までの消毒副生成物については、検査を行いません。

なお、その他については水質検査表(4)のとおり実施します。

6. 水質検査方法

水質検査は、令和8年度も委託により実施します。ただし、水質検査結果の信頼性を確保するため、水道法第20条第3項の国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に委託して行います。

水質基準項目の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)により行い、省令に記載されていない項目については、上水試験方法(日本水道協会編)により行います。

7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合。
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺等において水系感染症が流行しているとき。
- (3) 塩素滅菌処理の過程で異常があった場合。
- (4) 配水管その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- (5) 広範囲の断水後給水を再開するとき。
- (6) その他、必要と認めた場合。

8. 水質検査計画の見直し及び公表

水質検査計画と水質検査結果は、会津若松市のホームページにて公表及び会津若松市健康増進課において閲覧に供します。なお、水質検査結果等を踏まえ、今後の水質検査計画を見直し、毎事業年度前に策定します。

9. 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、多種多様にわたり、その測定値も極微量レベルです。本市の簡易水道の水質検査を委託する国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関においては、水質検査の測定値の信頼性と精度向上に努めており、検査精度及び信頼性保証に対する考え方は下記のとおりです。

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 1/10 以下（例えば、基準値及び目標値が 0.1 mg/L の場合の 1/10 の値は 0.01 mg/L）の数値まで信頼できる結果が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、同じ検体を数回測定しても数値の誤差が金属類では 10%以下、有機物では 20%以下の検査精度をもって水質検査を行います。

(2) 信頼性保証

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。したがって、水質検査委託機関の精度管理の結果についても確認していきます。

10. 関係者との連携

常に安全で良質な水道水を供給するため、水源における水質汚染事故や給水区域内における水系感染症の発生などの場合は、会津若松市上下水道局をはじめ国・県の機関とそれぞれ連携して情報交換を図りながら現地調査を実施し、随時水質検査を行い良好な水質の維持に努めます。

問い合わせ先

会津若松市健康福祉部健康増進課

〒 965-8601

会津若松市東栄町 3 - 4 6

Tel 0242-39-1245 fax 0242-39-1231

E-mail hoken@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

法令に基づく水質検査

水質検査表(1)

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)		過去3年間の各配水系における最大値		過去3年間の 各配水系 における 最大値	基準値の		給水栓		検査頻度 (回/年)	設定理由等
		下馬瀬配水系	東田面配水系	西田面配水系	田面配水系		1/5の値	1/10の値	法定検査頻度	検査回数 省略頻度		
1	一般細菌	100個以下/mL	0	0	0	0	20	10	月1回	月1回	12	細菌
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0006	0.0003	月1回	月1回	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0005	0.00025	3年1回	3年1回	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005	年4回	年4回	4	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	年4回	年4回	4	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	年4回	年4回	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002	年4回	年4回	4	無機物/重金属 安全を確認するためにを行います。
8	六価クロム化合物	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.008	0.004	年4回	年4回	4	
9	亜硝酸態窒素※1	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.002	0.001	年4回	年4回	4	
10	シアン化物イオン及び強化シアン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	2	1	年4回	年4回	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	<1	<1	<1	<1	0.16	0.08	年4回	年4回	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.2	0.1	年4回	年4回	4	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.004	0.002	年4回	年4回	4	
14	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01	0.005	年4回	年4回	4	
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.008	0.004	年4回	年4回	4	
16	シス-1,2ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	0.002	年4回	年4回	4	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.006	0.003	年4回	年4回	4	
18	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	年4回	年4回	4	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	年4回	年4回	4	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 酸(PFOA)	0.0005 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.00001	0.000005	年4回	年4回	4	消毒副生成物
21	ベンゼン	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	0.01	年4回	年4回	4	
22	塩素酸	0.6 以下	0.48	0.08	0.06	0.48	0.12	0.06	年4回	年4回	4	
23	クロロ酢酸	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	年4回	年4回	4	
24	クロロホルム	0.06 以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.012	0.006	年4回	年4回	4	
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.006	0.003	年4回	年4回	4	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.01	年4回	年4回	4	
27	臭素酸	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	0.01	年4回	年4回	4	
28	総トリハロメタン	0.1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.01	年4回	年4回	4	
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.006	0.003	年4回	年4回	4	
30	ブロモジクロロメタン	0.09 以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	0.018	0.009	年4回	年4回	4	
31	プロモホルム	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.016	0.008	年4回	年4回	4	
32	亜鉛及びその化合物	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02	年4回	年4回	4	
33	アルミニウム及びその化合物	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.06	0.03	年4回	年4回	4	
34	鉄及びその化合物	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.1	年4回	年4回	4	
35	銅及びその化合物	200 以下	<20	<20	<20	<20	0.4	0.2	年4回	年4回	4	
36	マンガン及びその化合物	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005	年4回	年4回	4	
37	塩化物イオン	200 以下	4	4	4	4	40	20	月1回	月1回	12	
38	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下	13	16	14	16	60	30	3年1回	3年1回	1	
39	蒸発残留物	500 以下	70	75	76	76	100	50	年1回	年1回	1	
40	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02	3年1回	3年1回	1	性状を確認するためにを行います。
41	ジエチルヒン	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.00002	0.00001	発生時期に 月1回	発生時期に 月1回	1	各原水・給水とも、9月に1回実施
42	2-メチルシロネン	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.00002	0.00001	年4回	年4回	4	性状を確認するためにを行います。
43	非イオン界面活性剤	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	0.005	月1回	月1回	1	
44	フェノール類	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.6	0.3	年4回	年4回	4	
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5.8以上8.6以下	7.5	7.3	7.5	7.5	0.6	0.3	月1回	月1回	12	基礎的性状項目です。
46	pH値	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			年4回	年4回	4	
47	臭	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			月1回	月1回	12	
48	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			月1回	月1回	12	
49	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1	0.5	月1回	月1回	12	
50	濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.4	0.2	月1回	月1回	12	

備考① ※1:内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき水質基準に関する省令の改正により、平成26年4月1日適用。

② 検査回数省略頻度が「3年1回」の項目であっても検査は年1回行います。

③ 〇は、水道法に基づき、水質検査回数を省略できない項目です。

④ 検査回数省略頻度:これまでの検査結果から省略可能な頻度です。

⑤ 令和4年度から3年間の集計のため、PFOS・PFOAの数字はありません。(令和6年度は年1回実施)

水質検査表(2)

1日1回行う水質検査

項目 No.	1日1回行う検査項目	評 価	検査計画頻度 (回/年)
			給水栓水
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	異常な臭味	異常なし	365
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

備考 水質検査は、3名の委託者により行います。

独自に行う水質検査

水質検査表(3)

項目 No.	水質基準項目	検査頻度(回/年)		設定理由等
		原水		
		配水池入口		
1	一般細菌	1		適正な処理を行うため検査を行います。
2	大腸菌③	下馬渡12, 東田面4, 西田面4		
3	カドミウム及びその化合物	1		水源水質の安全確認のため検査を行います。
4	水銀及びその化合物	1		
5	セレン及びその化合物	1		
6	鉛及びその化合物	1		
7	ヒ素及びその化合物	1		
8	六価クロム化合物	1		
9	亜硝酸態窒素①	1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1		
12	フッ素及びその化合物	1		
13	ホウ素及びその化合物	1		
14	四塩化炭素	1		
15	1,4-ジオキサン	1		
16	シス-1,2ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン	1		
17	ジクロロメタン	1		
18	テトラクロロエチレン	1		
19	トリクロロエチレン	1		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタ ン酸(PFOA)	1		
21	ベンゼン	1		
22	塩素酸	-		
23	クロロ酢酸	-		
24	クロロホルム	-		
25	ジクロロ酢酸	-		
26	ジブromokロロメタン	-		
27	臭素酸	-		
28	総トリハロメタン	-		
29	トリクロロ酢酸	-		
30	ブromोजクロロメタン	-		
31	ブromホルム	-		
32	ホルムアルデヒド	-		
33	亜鉛及びその化合物	1		水源水質の安全確認のため検査を行い ます。
34	アルミニウム及びその化合物	1		
35	鉄及びその化合物	1		
36	銅及びその化合物	1		
37	ナトリウム及びその化合物	1		
38	マンガン及びその化合物	1		
39	塩化物イオン	1		
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1		
41	蒸発残留物	1		
42	陰イオン界面活性剤	1		
43	ジェオスミン	1		
44	2-メチルイソボルネオール	1		
45	非イオン界面活性剤	1		
46	フェノール類	1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1		
48	pH値	1		
49	味	-		
50	臭気	1		
51	色度	1		
52	濁度	1		

備考 ①: 内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価に基づく「水質基準に関する省令」の改正により、平成26年4月1日適用。

②: -は、検査を行いません。

③: 大腸菌については過去3年間の検査結果から東田面・西田面で3ヶ月に1回実施します。

水質検査表(4) 会津若松市が独自に行う水質項目

独自に行う水質項目	検査頻度(回/年)		
	原水		浄水
	配水池入口		給水栓
	下馬渡	東田面・西田面	
嫌気性芽胞菌	12	4	—
クリプトスポリジウム・ジアルジア	4	—	—
放射性物質	—	—	4

※嫌気性芽胞菌については過去3年間の検査結果から東田面・西田面では3ヶ月に1回実施します。

※クリプトスポリジウム・ジアルジアは下馬渡原水で行います。

※放射性物質については給水栓で3ヶ月に1回の頻度で行います。